

## 債権譲渡 宅建 H09-05-1 <<#626>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、AのBに対する金銭債権をCに譲渡した。Aは、Cへの譲渡について、Bに対しては、Aの口頭による通知で対抗することができるが、第三者Dに対しては、Bの口頭による承諾では対抗することができない。

【答え】 正しい

### <<ポイント>> 債権の譲渡の対抗要件 【発展】

1 債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。（民法 467 条）

⇒ 債務者に対しては、通知・承諾の方法は特に定められておらず、口頭で行っても有効である